提案基準３０　　学校施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における学校施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、学校教育法による学校（大学、専修学校および各種学校を除く）の用に供する施設で別表の法第３４条第１４号の対象とする公益施設の学校施設に掲げる施設のうち、その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立　地）

2　市の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ文教施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたもののうち次のいずれかに該当するものに限る。

(1) 教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に立地させることがやむをえないと認められる場合。

(2) 当市の計画等において、整備計画等が具体的に示されている場合。

（付　則）

この基準は平成１９年１１月３０日より施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００㎡未満のものについては、「事後報告基準３０」とする。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し、押印したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）

2　当市または滋賀県文教施設主管課の確認書

3　立地について市長（文教施設主管課）の意見書

4　申請地決定の理由と規模算定の概要書

5　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

6　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

7　土地利用計画図

8　建築図面（平面図、立面図等）

9　その他市長が必要と認める書類